

処分基準新旧対照表

旧	新
処 分 基 準 令和4年5月13日作成	処 分 基 準 令和5年7月1日作成
法 令 名：道路交通法	法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の5第1項	根 拠 条 項：第107条の5第1項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準） <u>運転免許の効力の停止等の処分量定基準に関する規程 （平成10年福岡県公安委員会規程第6号）</u>	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準） <u>運転免許の効力の停止等の処分量定基準</u>
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。

問 い 合 わ せ 先：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5325）	問 い 合 わ せ 先：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5325）
備 考：	備 考：
別紙1 1～10 （略） 別紙2 第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（4に規定するものを除く。） (1) （略） (2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車及び<u>原動機付自転車</u>（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に該当する者 前記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。 なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。 2～6 （略） 第2～第3 （略）	別紙1 1～10 （略） 別紙2 第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（4に規定するものを除く。） (1) （略） (2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車及び<u>一般原動機付自転車</u>（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に該当する者 前記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。 なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。 2～6 （略） 第2～第3 （略）